

# (災害時の緊急避難場所について)

「個別指導まなび」では、自然災害などで緊急避難が必要になった場合の各教室ごとに避難場所（第一避難場所、第二避難場所の二か所）を定めています。（※避難場所の詳細は入塾時にお渡しする資料に記載しています。）在塾時に緊急避難が必要になった場合は、職員先導のもと、避難誘導を行います。各ご家庭でも避難場所についてご確認をお願い致します。

※また、以下のようにマニュアルを作成し、災害発生時の子どもたちの安全確保を徹底しています。

## (災害発生時の避難マニュアル・震度6以上の地震が発生した場合)

### 1. 災害発生時

- ・インターネット・携帯・ラジオ等の通信手段を使い、災害の状況を確認する。
- ・建物に大きな被害がない場合を除き、災害の状況が確認できるまでは生徒を教室に待機させる。
- ※建物に大きな被害が発生し、建物に倒壊の可能性がある場合は直ちに建物外へと生徒を避難させる。

### 2. 災害状況確認後

- ・災害の状況を確認し、以下の状況の場合は直ちに生徒を指定の緊急避難場所に誘導する。

(①震度6以上の地震であった場合②津波警報が発令されている場合③周囲に火災が発生している場合)

※ただし、**火災発生場所が緊急避難場所の方向の場合**、または、**緊急避難場所が火災発生方向から見下風下にある場合**は、教室長の判断で避難場所を第二緊急避難場所へと変更する。

※津波警報が発令され、緊急避難場所より高地へ避難することが安全であると教室長が判断した場合は、避難場所を他の緊急避難場所へ変更する。

※市のホームページで上記以外の避難場所を確認しておくようにする。

- ・①～③の当てはまらない場合は、生徒を教室に待機させ、授業継続の可否を教室長が判断する。
- ・授業継続が困難な場合は、保護者との連絡を取り、安全に帰宅できる状況が確保できた生徒から帰宅させる。

### 3. 緊急避難場所到着後

- ・緊急避難場所到着後は生徒を1箇所に集め、市町村の災害担当者の指示に従い待機する。

(地震発生の場合の補足事項)

- ・震度5以上の地震が発生した場合は、断続的に余震が発生することが考えられるため、原則その日の授業は中止とする。※震度4以下の揺れであっても、生徒の心理に悪影響を与えると教室長が判断した場合は、その日の授業は中止とする。